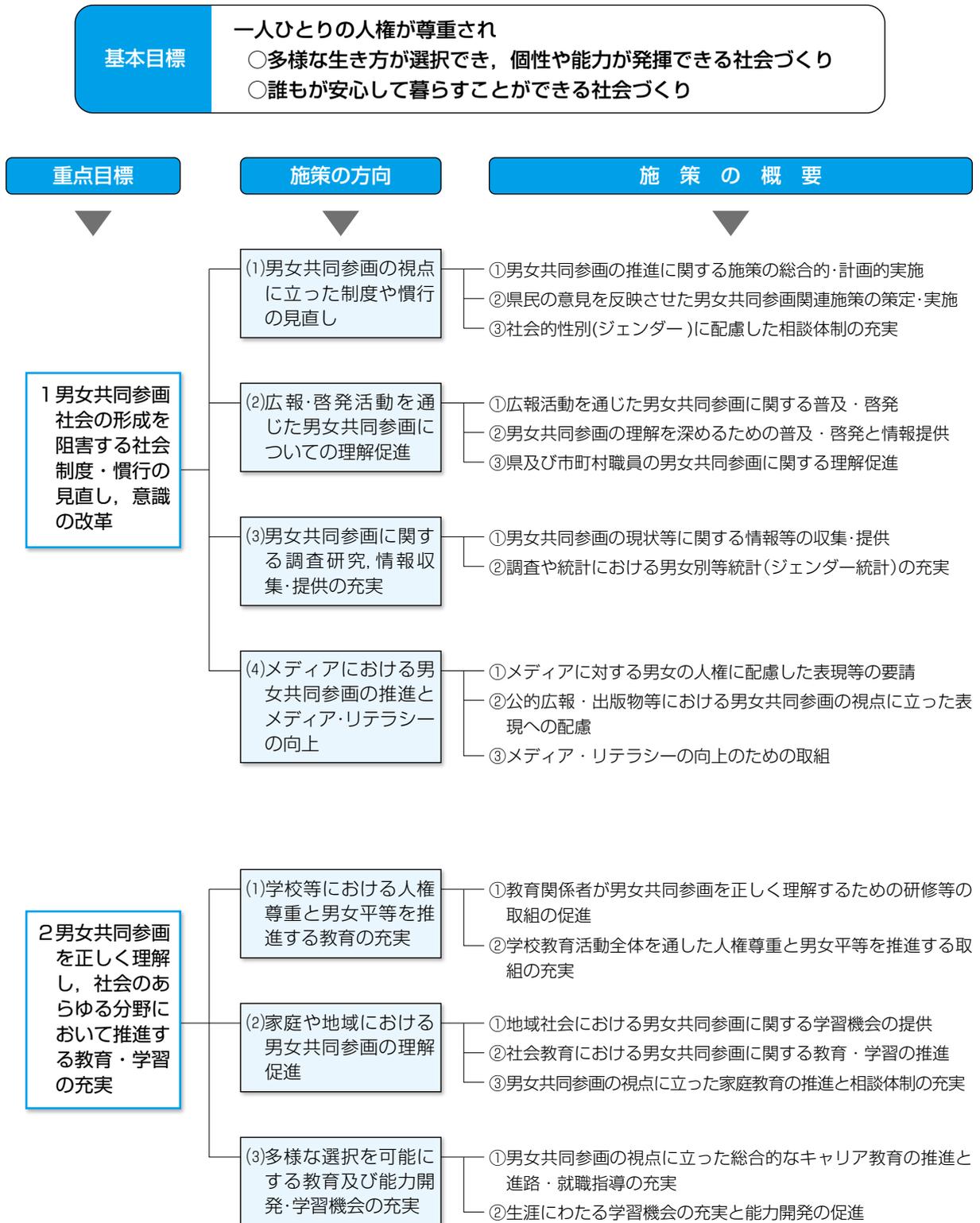
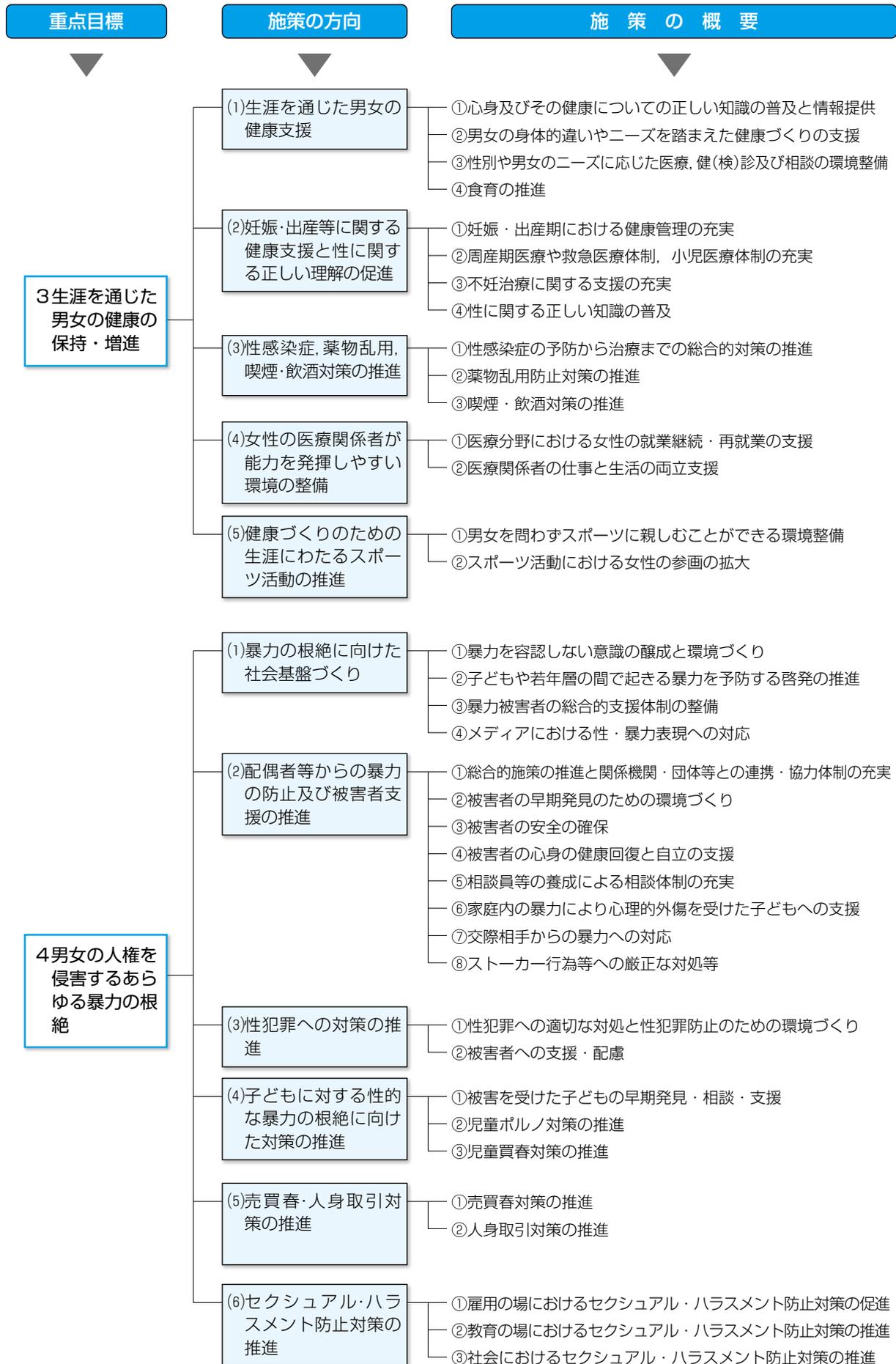
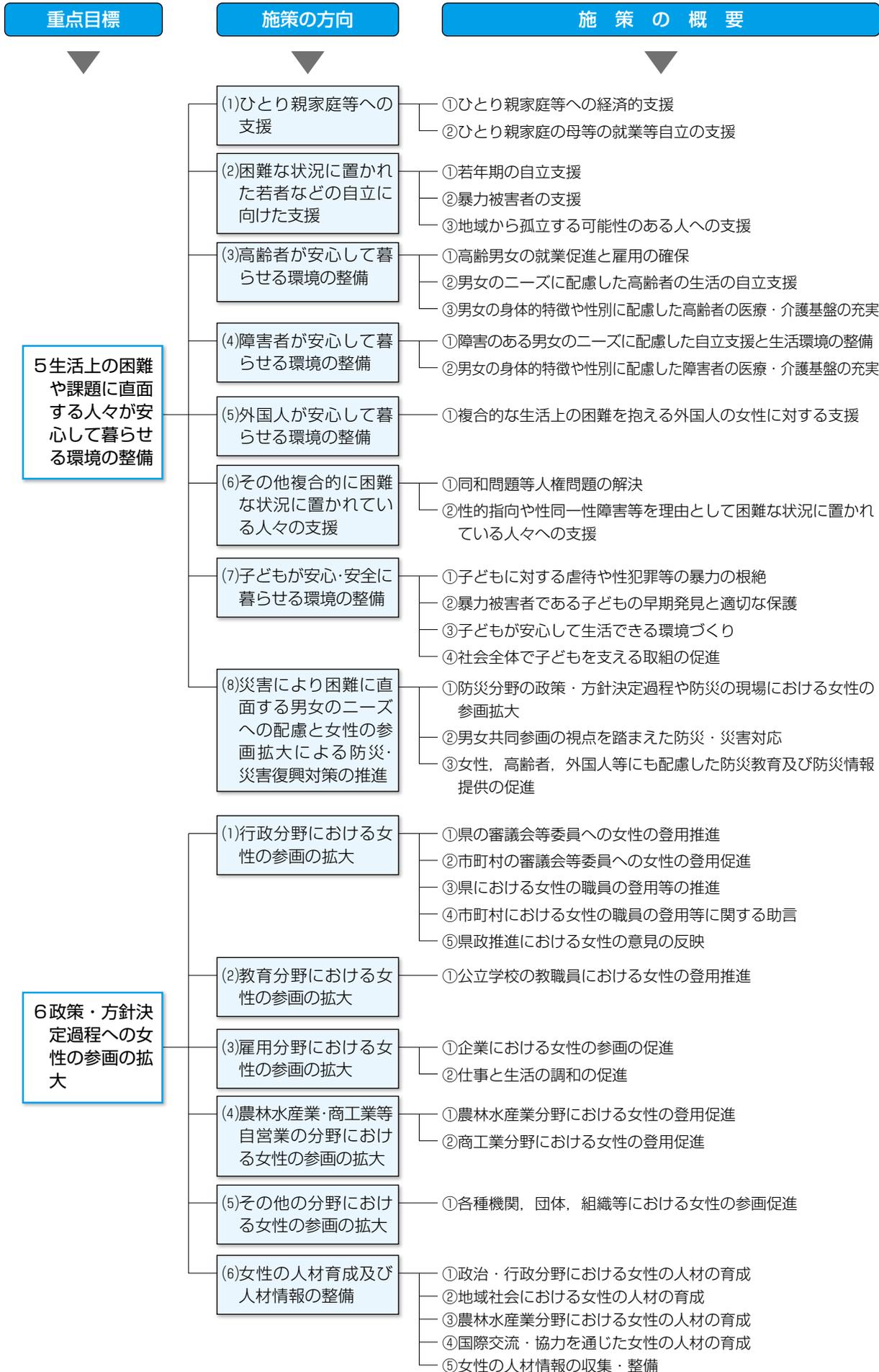


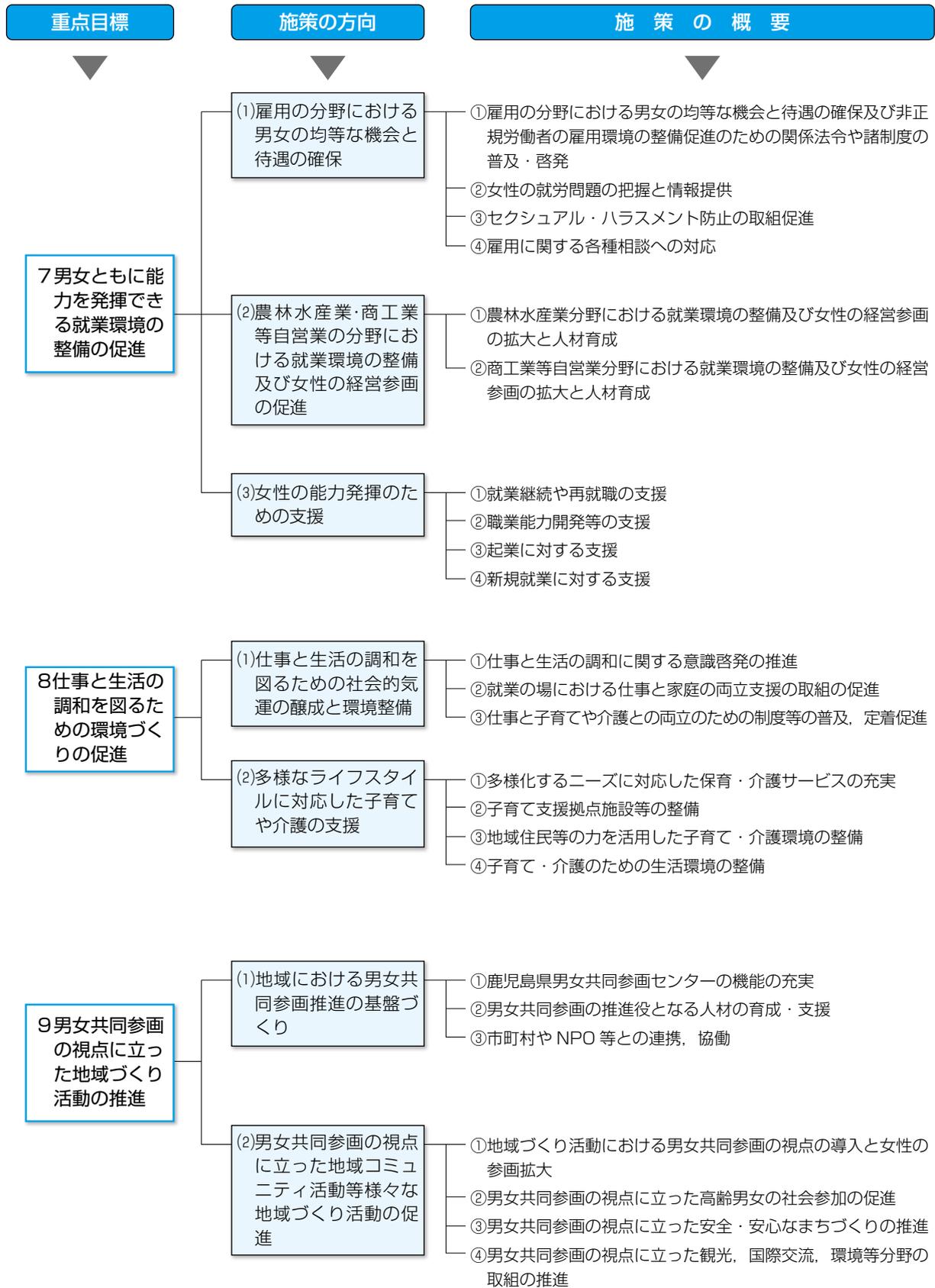
# 第3章 計画の内容

## 1 施策の体系









## 2 重点目標別施策の方向と概要

### 重点目標

# 1

## 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し，意識の改革

### 【現状と課題】

社会の制度や慣行は、それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありませんが、その中には、男女共同参画の視点から見た場合、明示的に性別による区分を設けていなくても、男女の置かれている立場の違いなどを反映して、結果的に男女に中立に機能しないことにより、個人の生き方を制約したり、個性や能力の発揮を妨げ、本来尊重されるべき性別にかかわらず多様な生き方の選択を阻害し、男女共同参画社会\*の形成を阻害する要因となっているものがあります。

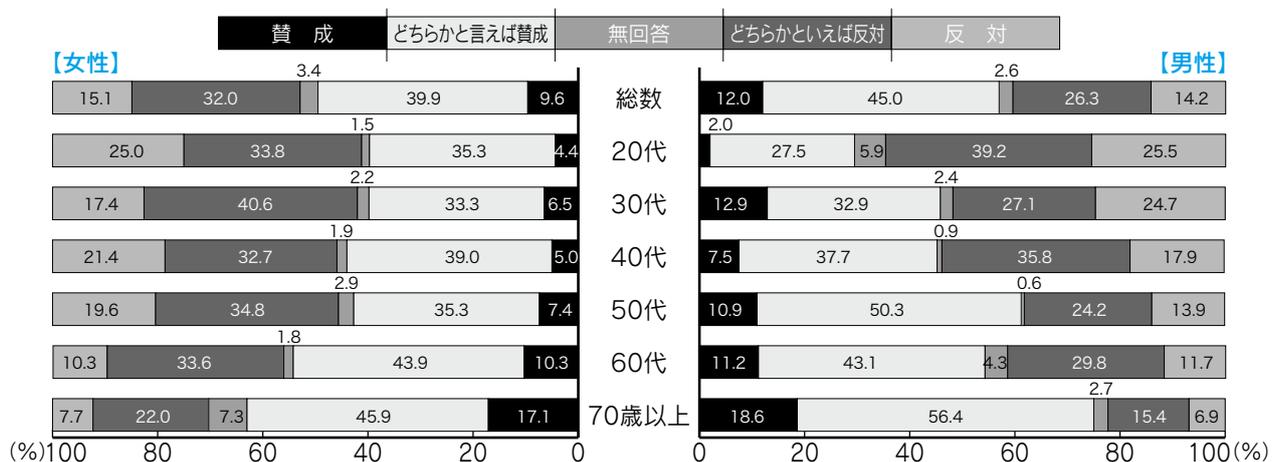
このような制度や慣行は、多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており、暮らしの隅々に関わっていることから、人々の意識に大きな影響を及ぼしています。

平成23年に実施した県民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識\*は依然として根強く、女性より男性の方が、若い世代より高齢世代の方が、その傾向が強くなっています。その一方、社会通念、慣習・しきたりなどで、多くの方が、男性の方が優遇されていると感じており、依然として男女の地位の不平等感が存在します。

このようなことから、県民生活を支える県のあらゆる施策や人々の活動の場である家庭・職場、学校、地域等における慣行について、固定的性別役割分担意識を助長したり、性別により機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し、見直しを進める必要があります。

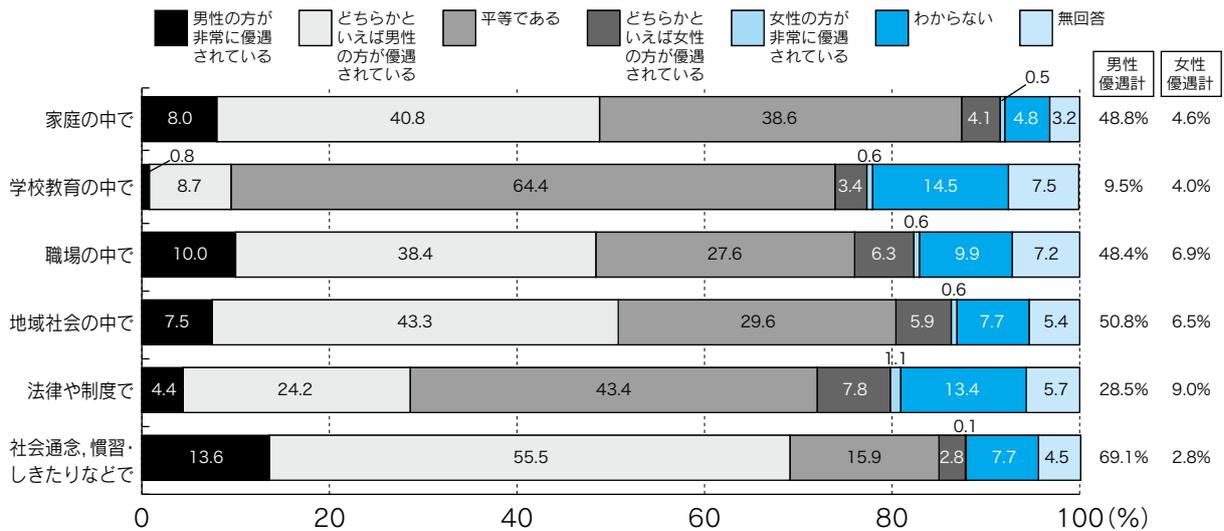
また、男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行への気づきとその見直しに向けた主体的な行動が県民の中で広がるよう、男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため、積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

### ● 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について〔本県〕



資料：「平成23年度鹿兒島の男女の意識に関する調査」

● 男女の地位の平等感〔本県〕



資料：「平成 23 年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

施策の方向と概要

(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し

家庭、職場、学校、地域等における社会制度や慣行のうち、男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて、見直しを促進します。

また、性別による差別的な取扱いや性別に起因する人権侵害等により男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある県の施策については、迅速かつ適切な見直しを行います。

①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、毎年度、男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い、必要に応じた見直しを行います。

②県民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施

県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策については、県民や民間団体からの申出制度の活用等により県民の意見を反映します。

③社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実

社会的性別（ジェンダー\*）に起因する県民の様々な問題や悩みに対応するため、県男女共同参画センター\*や県女性相談センター、県精神保健福祉センターをはじめ保健・医療・福祉分野の相談窓口はもとより、教育や警察など様々な分野の相談窓口においても、男女共同参画の視点を踏まえた相談対応の充実を図ります。

その場合、男性が抱える固定的性別役割分担意識等社会的性別（ジェンダー）に起因する問題や悩みにも対応できるようにします。

## (2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進

男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるため、性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して、様々な機会を通じて、広報・啓発活動を展開します。

その場合、特に、男性に対する積極的な働きかけを行い、男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、男性にとっても暮らしやすい社会であることへの理解を促進するとともに、地域や家庭への男性の主体的な参画を促進します。

### ① 広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発

「県政かわら版」をはじめ、テレビ、ラジオ、インターネット等多様な県政広報媒体を活用し、男女共同参画社会形成のための普及啓発活動を展開します。

### ② 男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供

「鹿児島県男女共同参画週間\*」や「女性に対する暴力をなくす運動\*」、「人権週間」等の様々な機会を捉え、男女共同参画の理解を深める普及啓発活動を展開するとともに、関連する情報を積極的に提供します。

また、それらの効果的な手法・手段の工夫を行います。

### ③ 県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進

県民生活に係る施策の策定・実施を担う県及び市町村職員の男女共同参画意識は、それらの施策を通して本県における男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼすことから、全ての県職員が男女共同参画について正しく理解するために研修を実施するとともに、市町村における職員研修の実施を支援します。

## (3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実

男女共同参画社会の形成を促進するために、県や市町村が施策を策定したり、県民が活動を展開する上で役立つ情報等を収集し、県の施策に反映させるとともに、市町村や県民に積極的に提供します。

### ① 男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供

男女共同参画に関する本県の現状を表す資料や県及び市町村の施策の実施状況等を取りまとめ公表するほか、県男女共同参画センター等において、男女共同参画に関連する図書並びに県内外の現状及び取組状況等が掲載された報告書や広報誌を収集し、市町村や県民に提供します。

また、県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握するため、定期的に県民意識調査を実施し、その結果を公表します。

## ②調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計\*)の充実

男女の置かれている状況を客観的に把握するため、統計情報は、可能な限り男女別・年代別データを集計・分析し、施策に反映します。

## (4)メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上

一人ひとりの考え方や生き方の選択に影響を及ぼすものに、様々なメディアを通じて提供される膨大な情報があることから、メディアに対して、男女共同参画の正しい理解の普及や固定的性別役割分担意識の解消に向けた積極的な取組と男女の人権に配慮した情報発信を行うよう働きかけます。

また、県や市町村の職員が男女共同参画を正しく理解し、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行うための研修等を実施します。

### ①メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請

メディアに対して、男女の人権に配慮し、男女共同参画の視点に立った報道が行われるよう働きかけます。

### ②公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮

公的広報・出版物等の表現が、性別に基づく固定観念にとらわれることなく、男女共同参画の視点に立ったものになるよう、県・市町村職員を対象に研修会を実施するほか、県政広報媒体の事前確認などを行います。

### ③メディア・リテラシー\*向上のための取組

固定的性別役割分担意識の解消に向け、県民がメディアが提供する固定的な性別イメージを読み解くことの重要性を理解し、その力を付けるための講座の開催や広報啓発を行います。

## 重点目標 1 男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
<b>(1) 男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し</b>		
①男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施	男女共同参画社会の形成に配慮した施策の策定・実施	男女共同参画室 関係各課
	男女共同参画基本計画に基づく施策の進行管理	男女共同参画室 関係各課
②県民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施	男女共同参画に関する県の施策に対する県民の申出への対応	男女共同参画室 関係各課
③社会的性別（ジェンダー）に配慮した相談体制の充実	性別に起因する問題や悩みを抱える県民からの相談への対応	男女共同参画室 関係各課
	様々な相談窓口における相談対応 （かごしま子ども・若者総合相談センター、ハートピアかごしま、精神保健福祉センター、児童相談所、女性相談センター、女性健康支援センター、不妊専門相談センター、若者就職サポートセンター、総合教育センター、性犯罪被害110番、少年サポートセンター等）	青少年共同参画課 障害福祉課 子ども福祉課 雇用労政課 義務教育課 少年課 捜査第一課 その他関係各課
<b>(2) 広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進</b>		
①広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発	県政広報媒体を活用した男女共同参画の普及・啓発	広報課 男女共同参画室
②男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供	「男女共同参画週間」を中心とした普及・啓発	男女共同参画室
	県男女共同参画センターにおける各種講座の開催と図書等の閲覧・貸出 人権に対する正しい理解促進のための普及・啓発	男女共同参画室 人権同和対策課
③県及び市町村職員の男女共同参画に関する理解促進	職場研修の実施	男女共同参画室 全所属
	自治研修センターにおける研修の実施	行政管理室
	男女共同参画行政担当者を対象とした研修の実施	男女共同参画室
	市町村職員研修への講師派遣	男女共同参画室
<b>(3) 男女共同参画に関する調査研究、情報収集・提供の充実</b>		
①男女共同参画の現状等に関する情報等の収集・提供	「かごしま男女共同参画の状況」（年次報告書）の作成	男女共同参画室
	県男女共同参画センター等における各種情報の収集・提供	男女共同参画室
	男女共同参画に関する県民意識調査の実施	男女共同参画室
②調査や統計における男女別等統計（ジェンダー統計）の充実	各種調査における性別によるデータの集計・分析及び結果の施策への反映	男女共同参画室 関係各課
<b>(4) メディアにおける男女共同参画の推進とメディア・リテラシーの向上</b>		
①メディアに対する男女の人権に配慮した表現等の要請	メディアに対する協力要請	男女共同参画室
②公的広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現への配慮	県・市町村職員を対象とした男女共同参画の視点を踏まえた公的広報についての研修の実施	広報課 男女共同参画室
	男女共同参画の視点を踏まえた広報・出版物等の作成	男女共同参画室
③メディア・リテラシーの向上のための取組	メディア・リテラシー向上のための講座の開催及び広報・啓発	男女共同参画室

## 重点目標

## 2

## 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

## 【現状と課題】

男女共同参画社会\*の形成を促進するための基礎となるのが、教育・学習です。

平成23年の県民意識調査においても、「男女共同参画社会を形成していくために県が力をいれるべきこと」として、約半数の人が、「子どもの頃からの男女平等等についての学習の充実」をあげ、「学校や家庭での男女の人権に係わる啓発の推進」や「生涯学習の場における男女平等等の学習の充実」をあげた人も多くなっています。

なお、この調査では、「社会通念・慣習・しきたりなど」で約7割、「家庭の中」「職場の中」「地域社会の中」で約5割の人が、男女の地位に不平等を感じている一方、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方を半数以上の人肯定的に捉え、依然として固定的性別役割分担意識\*が根強いことを示す結果が出ています。

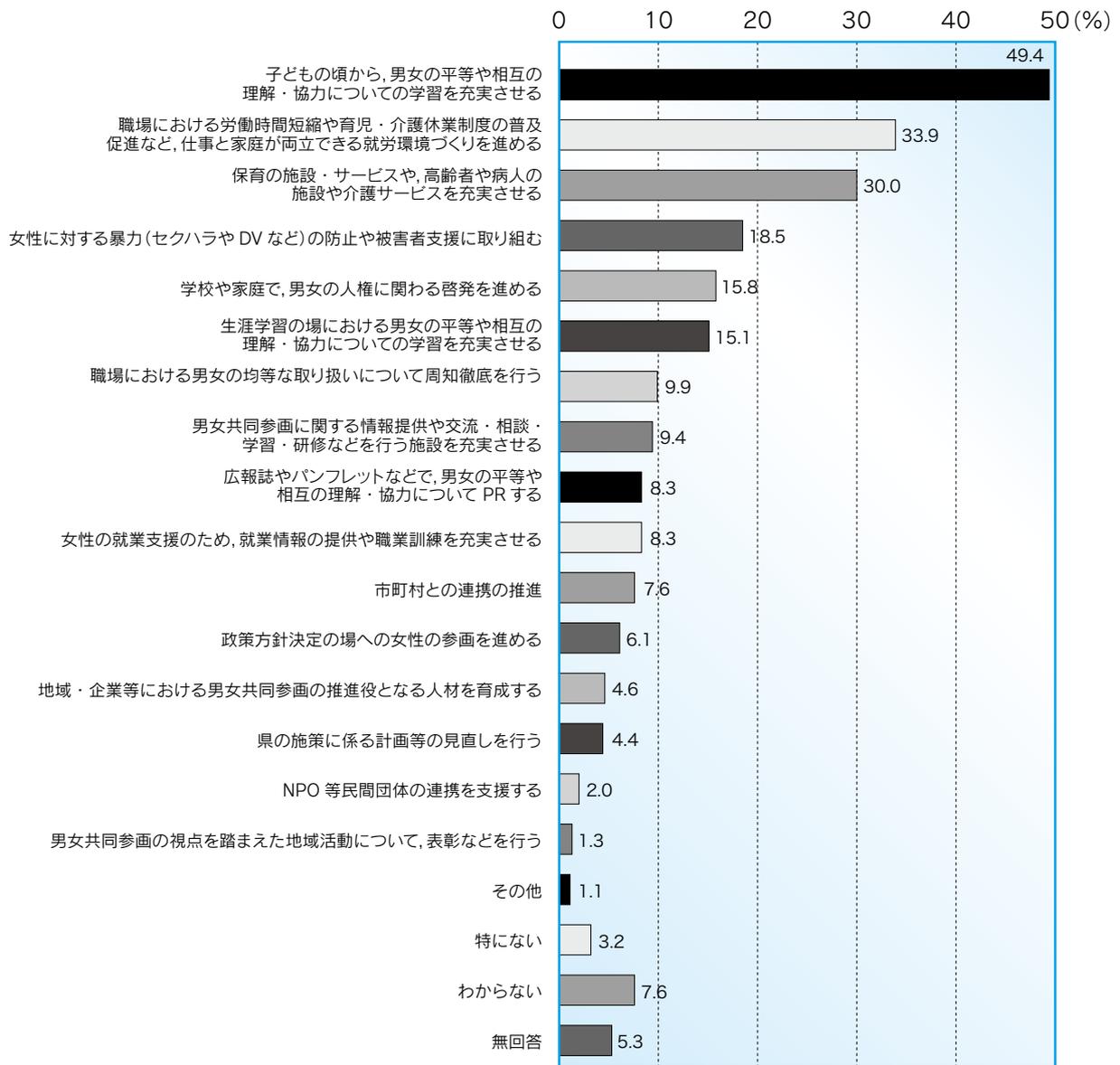
この調査結果は、性別による不平等の背景に固定的性別役割分担意識があり、男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっているという認識が、十分に浸透していない本県の現状を明らかにしています。

このようなことから、学校、家庭、地域、職場等が相互に連携し、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み、その理解を社会全体に広げる必要があります。

特に、これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども、若年層を対象にした積極的な取組が必要です。中でも、子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は、子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに、将来を見据えた自己形成につながることから、男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育\*と併せて進めていくことが重要です。

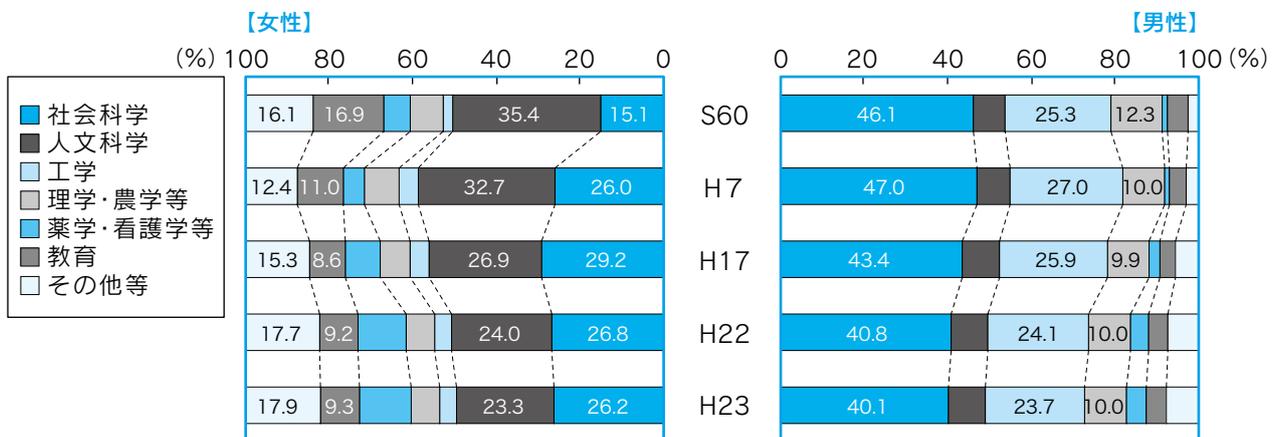
また、男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるように、ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに、これまで性別による社会的制約等により男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメント\*を促進する必要があります。

● 男女共同参画社会を形成していくために県が力を入れるべきこと(3つ以内回答)〔本県〕



資料：「平成23年度鹿児島県の男女の意識に関する調査」

● 専攻分野別に見た学生数(大学(学部))の推移〔本県〕



(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成  
2. 理学・農学等は「理学」、「農学」、「医学・歯学」、その他等は「家政」、「芸術」、「その他」の合計

資料：内閣府「平成24年度男女共同参画白書」

## 施策の方向と概要

### (1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実

教育に携わる人の男女共同参画意識は、子どもたちをはじめ教育を受けている人のその意識に大きな影響を及ぼすことから、教育関係者を対象に男女共同参画を正しく理解し、教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。

また、一人ひとりが、人権尊重と男女平等の理念を理解し、自ら人権の主体として自尊感情を持って、その理念が実践できるよう、教育・学習の一層の充実を図ります。

#### ①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進

教職員（幼稚園教諭を含む。）や保育士等を対象に、男女共同参画の理念を理解するための研修等を実施します。

#### ②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実

各教科や道徳、特別活動などの学校教育活動や学校の運営全体が、人権尊重と男女平等の理念のもとに行われるための取組を推進します。

### (2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進

地域や家庭において、固定的性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り、多様な生き方を可能にするため、教育・学習の推進を図ります。

また、人権への意識の芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮し、子どもと大人が共に男女共同参画意識の醸成を図れるよう、多様な学びの場づくりを進めます。

#### ①地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供

県男女共同参画センター\*において各種講座を開催するとともに、各種団体等が開催するセミナーへ講師を派遣するなど、地域における男女共同参画に関する学習機会を充実します。

なお、託児サポーターの活用等により一時保育を実施し、育児中の県民の学習を支援します。

#### ②社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進

社会教育において、固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識を醸成するための学習機会を提供するとともに、様々な学習に男女共同参画の視点を立てることを推進します。そのような学習には、女性のみならず男性の積極的な参加を促します。

#### ③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実

男女共同参画の視点を踏まえた家庭教育に関する学習機会と子育てに悩みを抱える保護者等に対する相談体制の充実を図ります。

### (3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実

固定的性別役割分担意識にとらわれず、男女ともに、自らの個性と能力を発揮して主体的な生き方を選択できるよう、男女共同参画の視点に立ったキャリア教育を含む生涯学習・能力開発を推進します。

特に、女性は、妊娠、出産、育児、介護等のライフイベントに左右されて、主体的に長期的な人生設計を描きにくいことから、その多様化した学習需要に応え、エンパワメントに寄与するため、生涯にわたって学習することができ、社会参画してその成果を適切に生かすことができる機会の提供や施策の充実を図ります。

#### ①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実

男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの総合的なキャリア教育を推進します。

その際、社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス\*)の重要性について、理解の促進を図ります。

また、児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、性別にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるよう、進路指導や職場体験・インターンシップなどの体験活動を推進します。

#### ②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進

男女が人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう、時代に即応した様々な生涯学習の機会を提供します。

また、女性が長期的な視点で自らのライフプランニングを行い、能力を発揮できるよう、学習機会の提供を促進します。

## 重点目標2 男女共同参画を正しく理解し、社会のあらゆる分野において推進する教育・学習の充実

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
<b>(1) 学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実</b>		
①教育関係者が男女共同参画を正しく理解するための研修等の取組の促進	教職員（幼稚園教諭を含む。）に対する男女共同参画に関する研修の実施	男女共同参画室 教職員課 義務教育課
	保育士に対する男女共同参画に関する学習機会の提供	青少年共同参画課
②学校教育活動全体を通じた人権尊重と男女平等を推進する取組の充実	県立短期大学における人権・男女共同参画に関する教育の実践	学事法制課
	生徒や教職員、保護者を対象とした出前講座やセミナーの開催	男女共同参画室
	男女共同参画の視点に立った道德教育及び人権教育の研究・実践	義務教育課 人権同和教育課
	教職員を対象とした人権・男女平等教育に関する研修の実施	人権同和教育課
<b>(2) 家庭や地域における男女共同参画の理解促進</b>		
①地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供	男女共同参画に関する各種講座の開催や各地の各種団体等が開催するセミナーへの講師派遣	男女共同参画室
②社会教育における男女共同参画に関する教育・学習の推進	社会教育における人権や男女共同参画に関する学習・啓発活動の推進	社会教育課
	学校、家庭、地域の連携による人権や男女共同参画に関する教育の推進	人権同和教育課
③男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進と相談体制の充実	家庭教育関係者の男女共同参画の理解促進と家庭教育に係る相談の充実	社会教育課
	保護者等に対する男女共同参画の理解促進のための学習機会の提供	男女共同参画室
<b>(3) 多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実</b>		
①男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実	生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成	義務教育課 高校教育課
	多様な職業選択を推進する指導とそのための教育関係者に対する研修会等の実施	義務教育課 高校教育課
	職場体験やインターンシップの機会の提供	義務教育課 高校教育課
	女子学生・生徒の理工系分野への進学促進	義務教育課 高校教育課
②生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進	男女のニーズに対応する学習や能力開発の機会の提供	男女共同参画室 社会教育課

## 重点目標

# 3

## 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

### 【現状と課題】

男女共同参画社会\*の形成に当たっては、心身の健康に関する取組は重要です。

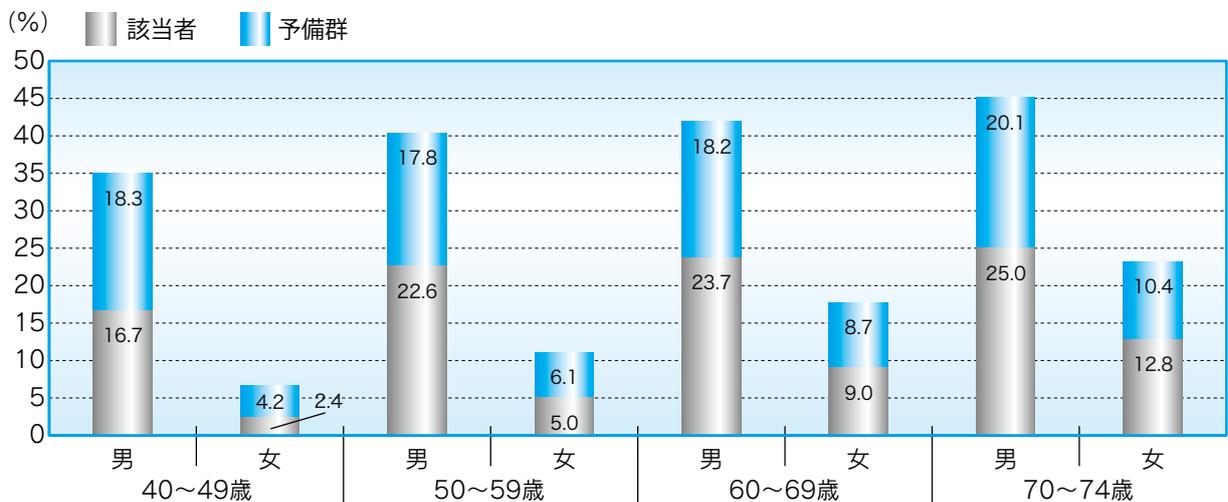
男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め、心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手することにより、主体的に行動し、健康を享受できるよう支援することが必要です。その際、女性は、妊娠や出産の可能性もあるなど、生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて、十分な配慮が必要です。

しかしながら、若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には、性に関する正しい知識や情報の不足のほか、女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別（ジェンダー\*）があり、それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

そのため、女性が、生涯安心した性生活をはじめ、健康な生活を営むことができるよう、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）\*についての県民への意識の浸透を図るとともに、女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

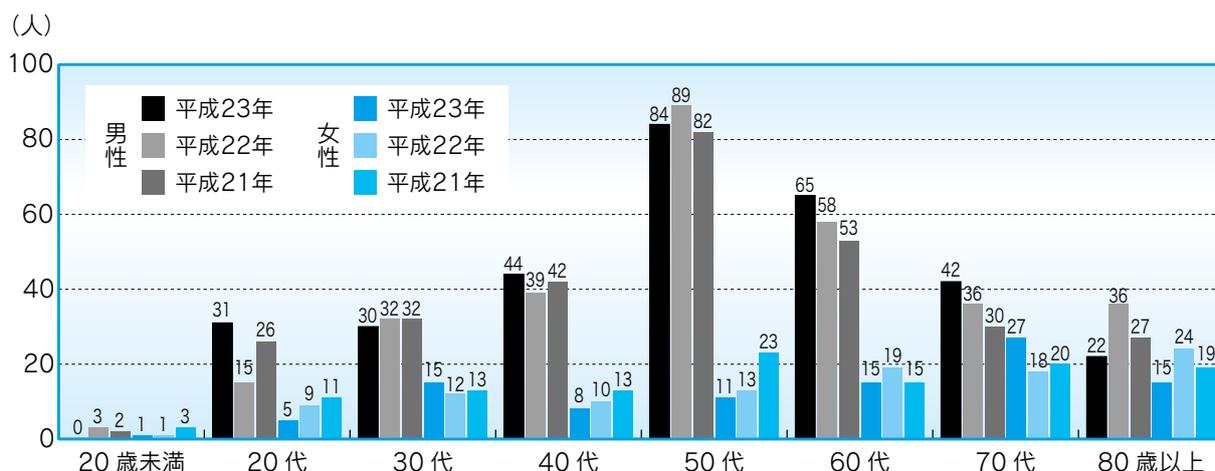
一方、本県の自殺者の約7割が男性であり、その約6割を40～64歳が占めています。この背景には、職場で長時間労働を強いられていたり、家庭で経済的責任を負っている男性の姿があり、男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ、悩みや問題を一人で抱え込み、精神的に孤立している状況があります。このため、男女共同参画の視点を踏まえ、自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

### ● メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(平成22年)〔本県〕



資料：厚生労働省提供データ（H24.10.19）

## ● 年代別自殺者数の推移〔本県〕



資料：厚生労働省「人口動態調査」

## 施策の方向と概要

## (1) 生涯を通じた男女の健康支援

一人ひとりが、生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために、心身及びその健康についての正しい知識を普及し、相談体制、健(検)診体制を充実させるとともに、性別に配慮した医療や健康支援を推進します。

その場合、女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進を支援します。

また、男性は女性に比べて肥満、喫煙、飲酒等の健康指標が悪く、30代、40代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ、「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス\*)に関する広報・啓発活動を含め、男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。

## ①心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供

男女が生涯を通じて、その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう、健康づくりに関する情報や健康相談等の機会を提供します。

特に、女性は妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて、男性を含め広く社会全体の認識を高め、積極的な問題対応の取組が行われるよう気運の醸成を図ります。

また、健康に関する男女別データの収集に努め、健康支援に活用します。

## ②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援

男女の身体的違いに配慮するとともに、男性は女性よりも肥満者や喫煙・飲酒する人の割合が高かったり、自身が思う男性としてのあるべき姿に縛られて悩みや問題を一人で抱え込み、精神面で孤立しやすいことなどの男女の生活習慣や意識、就労・生活環境の違いも踏まえ、生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発、相談体制及び医療体制の充実を図ります。

### ③性別や男女のニーズに応じた医療、健（検）診及び相談の環境整備

性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。

また、女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見・予防のための普及啓発や、がん検診受診率の向上に取り組むとともに、女性が受診及び相談しやすい環境を確保するため、「女性にやさしい医療機関」や「女性の健康サポート薬局」の拡充に取り組みます。

特定健康診査・特定保健指導については、健診結果に関する男女別の評価を行うことにより、きめ細かな施策の推進を図ります。

### ④食育の推進

食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で、栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ、健康への影響が懸念されていることから、性別にかかわらず誰もが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する能力を育むため、食育に関する施策を推進します。

その際、若い女性のやせすぎや貧血、中高年の肥満の予防、男性の家事や健康管理の能力向上にも配慮します。

## (2) 妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

女性がどの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために、医療体制の整備や経済的支援の充実を図ります。

また、妊娠・出産等性と生殖に係る相談や教育に携わる医療・教育関係者等は、男女共同参画の正しい理解のもと、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の重要性について、県民への理解の浸透に取り組みます。

特に、学校においては、男女共同参画の視点を踏まえ、望まない妊娠を防ぐという観点からも、子どもたちが性について正しく理解し適切な行動を取ることことができるよう、家庭・地域と連携し、発達段階に応じた性教育を実施します。その際、性に関する商業的な情報や不正確な情報にまどわされないよう、情報を主体的に読み解くメディア・リテラシー\*向上のための教育や、性的暴力を防止し男女の対等な関係を築くための人権教育を併せて行います。

### ①妊娠・出産期における健康管理の充実

市町村とともに、妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。

### ②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実

周産期については、日常生活圏において健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が一貫して受けられるよう、地域における周産期医療\*の中核となる総合周産期母子医療センター\*及びそれを支える地域周産期母子医療センター\*等への支援、周産期医療に携わる医師・助産師等の養成・確保、救急搬送受入体制の確保を図るなどの取組を一層推進します。

なお、ハイリスク母子に対しては、訪問指導等による相談支援や女性健康支援センター\*等における相談援助体制の充実を図ります。

また、休日・夜間も含め、小児救急患者の受入れができる体制の整備を図ります。

### ③不妊治療に関する支援の充実

高額の治療費がかかる不妊治療（体外受精，顕微授精）については，経済的負担の軽減を図るため，それに要する費用に対する助成を行います。

また，男女からの不妊に関する医学的な相談や不妊による心の悩みの相談等に「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点も踏まえて対応するなど，不妊専門相談センター\*における不妊治療に関する情報提供や相談体制の充実を図ります。

### ④性に関する正しい知識の普及

子どもたちが，性に関して正しい知識を身に付け，適切な行動を取ることができるとともに，自己を含め一人ひとりの生命と人権を尊重し，相手を思いやり，対等で良好な人間関係を築いていくことができるよう，学校が，家庭や地域と連携し，保健所等と協力して，学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。

## (3) 性感染症，薬物乱用，喫煙・飲酒対策の推進

エイズ等の性感染症は，誰もが感染する可能性があることから，若年男女を中心に，予防から治療までの総合的な対策を推進します。

また，薬物乱用は本人の心身の健康をむしばむのみならず，家庭崩壊や犯罪の原因になりかねない行為であることから，対策の強化を図ります。

さらに，喫煙や飲酒の健康への影響について情報提供に努めるとともに，受動喫煙防止対策を推進します。

### ①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進

性感染症の予防に関する正しい知識を身に付け，適切な行動ができるよう，学校における教育や地域における啓発活動を推進するとともに，エイズの相談，検査，医療体制の充実を図ります。

### ②薬物乱用防止対策の推進

薬物乱用を許さない社会環境を形成するため，薬物の供給及び乱用者の取締りに努めます。

また，薬物乱用の影響に関する正しい知識を広く県民に普及するとともに，学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。

### ③喫煙・飲酒対策の推進

喫煙，飲酒について，その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。

特に女性については、喫煙や過度の飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めるとともに、未成年者の喫煙、飲酒については、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。

また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

#### (4) 女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備

女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するために、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画を拡大することが必要です。そのため、医療関係者が仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できる環境を整備し、女性の医師等が働き続けられ、能力を発揮できるよう、就業継続や再就業を支援します。

##### ①医療分野における女性の就業継続・再就業の支援

医療関係者の就業継続や再就業を促進するため、保育所の充実や求人情報及び研修機会の提供による離職後の復帰支援を推進し、女性の医師等医療関係者が能力を発揮しやすい環境を整備します。

##### ②医療関係者の仕事と生活の両立支援

育児中の医療関係者のニーズにきめ細かく対応できるよう、病院内保育所や事業所内託児施設への助成制度を充実するなど、仕事と生活の両立支援に関する取組を促進します。

#### (5) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進

生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るため、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず全ての人がスポーツを行うことができる環境整備を行います。

なお、平成18年に県が実施した調査によると、運動習慣のある人の割合は、男性では30代と40代、女性では20代と30代が低く、特にこの世代の女性は同世代の男性に比べて低くなっていることから、労働実態や家庭環境に配慮して、スポーツ活動の参加促進を図ります。

また、スポーツ活動における女性の参画拡大を図ります。

##### ①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備

コミュニティスポーツクラブ\*の全県展開を推進するなど、地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。

##### ②スポーツ活動における女性の参画の拡大

地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる女性の人材の養成・活用を支援します。

## 重点目標3 生涯を通じた男女の健康の保持・増進

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
<b>(1)生涯を通じた男女の健康支援</b>		
①心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	健康に関する情報提供や健康相談等の実施	健康増進課
	女性健康支援センター等で思春期から更年期にいたる女性に対し、女性の健康に関する相談援助体制の整備	子ども福祉課
②男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援	健康づくりを支援する社会環境の整備	健康増進課
	生活習慣病の予防・改善の取組	国保指導室 健康増進課
	こころの健康づくりに関する普及・啓発、相談対応	健康増進課 障害福祉課
	自殺防止のための総合的な取組	障害福祉課
③性別や男女のニーズに応じた医療、健(検)診及び相談の環境整備	女性が受診、相談しやすい医療機関等の拡充	健康増進課
	がん検診の普及啓発と検診受診率向上の取組	健康増進課
④食育の推進	地域や学校等における食育の推進	健康増進課 農政課 保健体育課
<b>(2)妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進</b>		
①妊娠・出産期における健康管理の充実	妊婦健診の適正な受診と早期の妊娠届出の勧奨	子ども福祉課
	妊娠・出産期における女性の健康管理の充実	子ども福祉課
	早産及び低体重児出産予防のための取組	子ども福祉課
	妊娠中・出産後の女性に対する協力施設における女性の利便性の確保	障害福祉課
②周産期医療や救急医療体制、小児医療体制の充実	女性健康支援センター等での妊娠・出産に係る相談援助体制の整備	子ども福祉課
	周産期母子医療センターの整備、周産期医療に携わる人材の養成・確保、緊急搬入受入体制の確保	保健医療福祉課 地域医療整備課 子ども福祉課
	産科医療体制の充実	地域医療整備課 子ども福祉課
	小児医療体制の充実	地域医療整備課
③不妊治療に関する支援の充実	不妊治療に要する費用の助成	子ども福祉課
	不妊治療に関する情報提供と相談体制の充実	子ども福祉課
④性に関する正しい知識の普及	保健所による学校における健康教室等の実施	子ども福祉課
	学校教育活動全体を通じた性に関する指導の実施	保健体育課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
<b>(3) 性感染症、薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進</b>		
①性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進	エイズの予防に関する啓発	健康増進課
	エイズの相談、検査、医療体制の充実	健康増進課
	学校における性感染症に関する教育の推進	保健体育課
②薬物乱用防止対策の推進	薬物の供給遮断と乱用者の取締り	組織犯罪対策課
	薬物乱用防止のための正しい知識の普及と相談の実施	薬務課
	学校における薬物乱用防止のための教育の実践	保健体育課
③喫煙・飲酒対策の推進	禁煙・受動喫煙防止対策の取組	健康増進課
	喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響に関する情報提供	健康増進課 薬務課
	学校における喫煙・飲酒予防のための正しい知識の普及	保健体育課
<b>(4) 女性の医療関係者が能力を発揮しやすい環境の整備</b>		
①医療分野における女性の就業継続・再就業の支援	未就業看護職員の就業促進	保健医療福祉課
	離職中の女性の医師の再就業促進	地域医療整備課
②医療関係者の仕事と生活の両立支援	病院内保育所の充実	保健医療福祉課
<b>(5) 健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進</b>		
①男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備	地域における生涯スポーツ環境の整備	保健体育課
②スポーツ活動における女性の参画の拡大	女性のスポーツ指導者の養成・活用	保健体育課

## 重点目標

## 4

## 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

## 【現状と課題】

すべての人には、安心、安全に暮らし、自分の生き方を自分で選び取り、人生を豊かに生きる権利がありますが、その基本的な人権を侵害するものとして、様々な暴力があります。

そのうち、配偶者等からの暴力\*やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント\*、性犯罪、人身取引\*等の暴力は、その被害者の多くは女性です。その背景には、女性に対する差別や偏見があり、これらの暴力の根絶は、男女共同参画社会\*を形成する上での喫緊の課題です。

そのため、「配偶者暴力防止法\*」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法\*」という。）におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定、その他法制度に基づき、社会的な取組が進められてきたところです。

しかしながら、暴力は依然として存在し、命に関わる重大事件も発生しており、被害者は、心身ともに大きなダメージを受け、それによって、就業その他社会活動に困難を抱えています。

平成23年に実施した県民意識調査によると、配偶者等から身体的、精神的、性的暴力<sup>(注)</sup>のいずれかを受けたことがある女性は、35.6%で前回調査(32.2%)から増加し、3人に1人が被害を経験し、「何度もあった」が5.6%から15.3%に増加するなど、深刻化が懸念されるどころです。また、配偶者や交際相手等からの暴力を受けた経験のある女性の28.6%は、「どこ(だれ)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しており、暴力が潜在化しやすい傾向にあります。

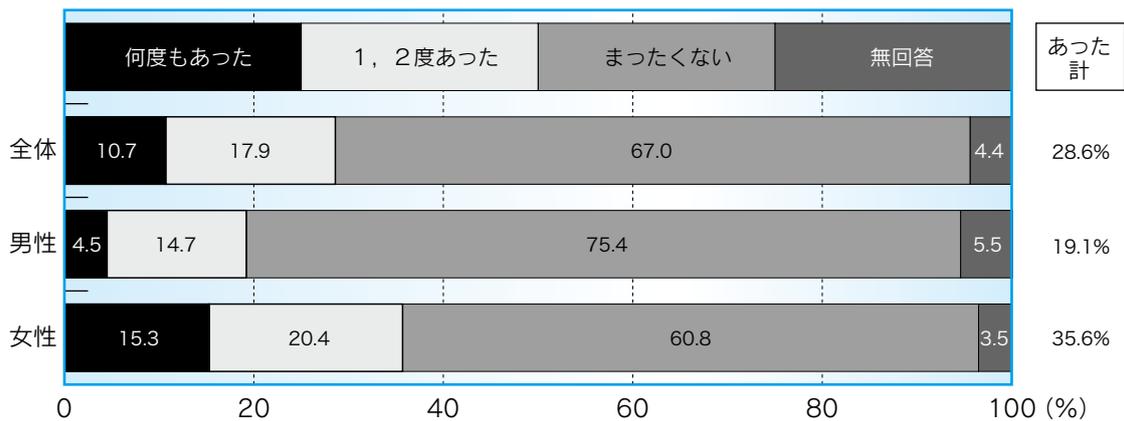
なお、男児への性暴力など被害者が男性の場合もありますが、社会的理解や対応が不十分なことから、問題が潜在化・深刻化する傾向にあります。

こうしたことから、暴力の背景や構造について正しい理解を広め、啓発活動等を実施し、暴力を許さない意識の醸成を図るとともに、相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め、被害の潜在化を防止する必要があります。

また、関係機関・団体との連携を強化し、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め、総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

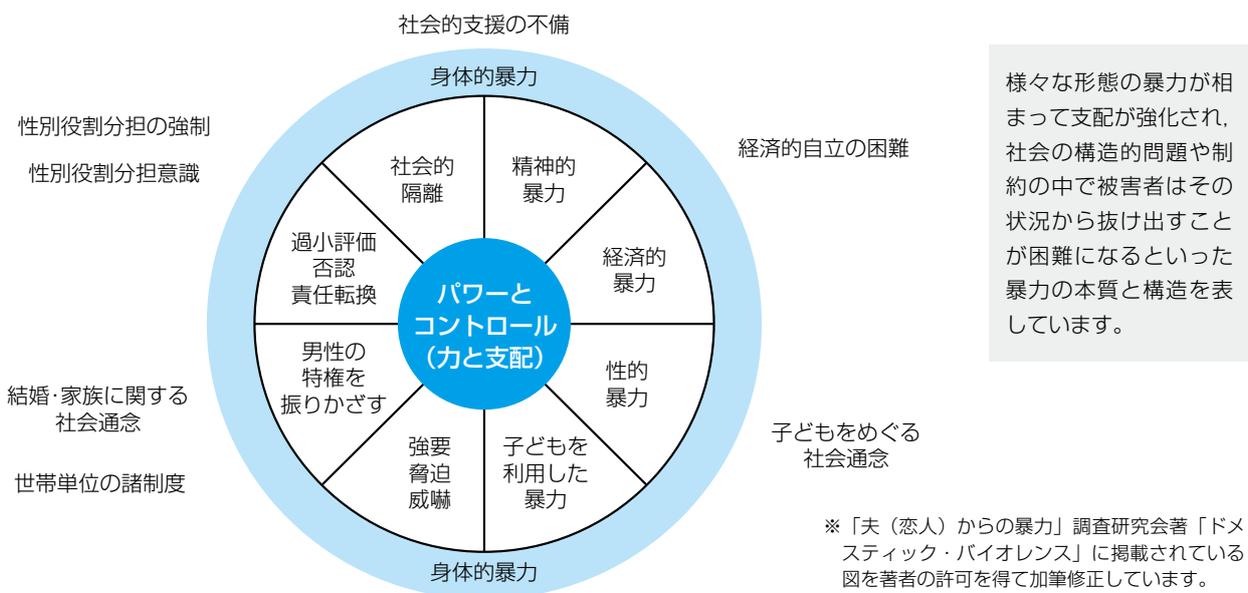
(注) 調査では、「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行」「人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせや自分もしくは自分の家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫」「いやがっているのに性的な行為の強要」の被害経験をそれぞれ尋ねています。

● 配偶者等からの暴力被害経験〔本県〕



資料：「平成 23 年度 鹿兒島の男女の意識に関する調査」

● 配偶者等からの暴力のパワーとコントロールの車輪



施策の方向と概要

(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり

暴力は、決して許されるものではないことから、暴力を生み出す社会構造や人々の意識に働きかけ、暴力を許さない社会を実現するため、地域、職場、学校、家庭など社会のあらゆる分野において、人権意識や男女平等意識を高める教育や啓発に取り組みます。

また、暴力の形態に応じた防止策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

### ①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり

関係機関・団体と協働して広報・啓発活動を実施し、暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

また、暴力の予防・防止の観点から、安全に関する情報を提供し、地域に密着した防犯活動を促進します。

### ②子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進

子どもたちに対して、暴力は許さないという意識を持ち、一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くための学習機会を提供します。

また、交際相手からの暴力\*を予防・防止するため、民間団体と協働して、教育関係者や生徒・学生、保護者等を対象にした研修会の開催などに取り組みます。

### ③暴力被害者の総合的支援体制の整備

暴力の形態に応じた被害者の相談対応の充実や、支援に向けた関係機関や民間団体との連携・協力体制の強化を図ります。

また、被害者を支援する機関や制度等に関する情報が必要な被害者に届くように、情報の提供の充実に努めます。

### ④メディアにおける性・暴力表現への対応

女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性暴力表現は、それらの人権を侵害し、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、暴力行為を引き起こす要因となる可能性もあります。このため、青少年の人権意識の醸成や心身の成長に及ぼす影響に配慮し、関係法令や県青少年保護育成条例等に基づき、取締りや規制による是正等の取組を促進します。

## (2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

配偶者等からの暴力に対する社会の認識は、平成13年の「配偶者暴力防止法」の制定以降高まったとはいえ、未だ十分ではなく、周囲や相談窓口における心無い言葉により被害者が更に傷つけられてしまうこと（二次被害）もあります。このため、被害者の人権擁護の視点に立ち、配偶者等からの暴力についての正しい理解を社会に浸透させるための啓発活動や暴力の防止に取り組めます。

また、相談員の人材育成等による相談体制の充実を図るとともに、配偶者暴力相談支援センター\*を中心に幅広い分野にわたる関係機関等が連携して、被害者の状況に応じた総合的な支援策を推進します。

### ①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実

「鹿児島県配偶者暴力防止計画\*」に基づき、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み、配偶者等からの暴力対策会議や地域別ネットワーク会議を活用して関係機関・団体との連携強化を図ります。

また、市町村において、地域の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう、基本計画の策定や庁内連絡体制の整備等の取組を支援します。

### ②被害者の早期発見のための環境づくり

地域において、日常生活でかかわりを持つ人々の間で、被害者を早期に発見し、適切な支援に結びつけていくことができるよう、配偶者等からの暴力の現状や特性、被害者保護の制度についての研修会の開催や情報提供等を行います。

### ③被害者の安全の確保

身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については、関係機関が連携協力して一時保護施設への入所等の適切な保護に結びつけます。

また、被害者の保護を行う関係機関においては、被害者が安心して心身の回復を図ることができるよう、サポート体制や加害者の追跡を想定した警備体制の充実を図ります。

併せて、被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。

### ④被害者の心身の健康回復と自立の支援

被害者が心身の健康を回復するため、医療関係者や心理専門職と配偶者暴力相談支援センター等が連携して、専門的ケアを行うほか、講座や自助グループを活用し、被害者自身が被害経験を乗り越える力をつけ、あるいはその力を回復することを支援します。

なお、警察及び司法や福祉、教育分野等の職務関係者には、被害者支援に必要な医学的な基礎知識や心的ケアのスキルを習得する機会を提供します。

また、被害者の自立した生活を促進するための就業、住宅の確保、保護命令制度や支援制度の利用等を支援します。

### ⑤相談員等の養成による相談体制の充実

相談機関等において、被害者の二次被害を防止し、適切な相談対応が行われるよう、研修会やスーパービジョン\*を実施し、配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成します。

### ⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援

子どもが育つ家庭環境に配偶者に対する暴力が存在することは、児童虐待にあたり、子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。学校（幼稚園を含む。）、保育所、保健・医療機関、福祉事務所の職務関係者や周囲の様々な立場の人は、その環境にある子どもを早期に発見し、

配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに、それら関係機関が連携し、被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。

#### ⑦交際相手からの暴力への対応

交際相手からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や保健医療関係者等を対象に、交際相手からの暴力に関する理解を深め、若年層が相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図るための研修等を実施し、被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。

#### ⑧ストーカー行為等への厳正な対処等

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）に規定するストーカー行為等の被害者に対して、同法に基づく援助や各種被害防止策を的確に実施します。

一方、同法に抵触する行為に対しては、警告、禁止命令等の行政措置や検挙措置等を徹底します。

また、関係機関が連携を強化して、被害者を支援します。

### (3) 性犯罪への対策の推進

性犯罪は、被害者の尊厳を深く傷つけ、心身に大きなダメージを与える決して許されない行為です。関係法令に基づき適切に対処するとともに、被害者の心情に配慮した適切な対応を推進します。

#### ①性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり

性犯罪については、適切に対処するとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境を整備します。

また、売買春等に関する関係法規の周知、性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業などにおける不法なケースや卑猥な広告等の取締り・排除活動を推進し、性犯罪を防止します。

#### ②被害者への支援・配慮

警察において、被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供、病院への付き添い等の支援を行います。その際は、被害女性には女性の職員が対応するなど配慮するほか、産婦人科医師や関係機関との連携により被害者の負担の軽減を図ります。

また、被害者の対応に当たる職務関係者に対し、適切な対応を確保するための研修等を実施します。

#### (4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

子どもに対する性的な暴力（性的虐待を含む。）は、その尊厳を踏みにじる犯罪であり、子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに、精神的にも深刻な影響を与え、その後の成長発達に大きな傷跡を残すなど、本人、その家族をはじめとした関係者に重大な影響を及ぼします。また、問題が潜在化しやすい傾向があります。

その防止について、広く啓発するとともに、被害を受けている子どもの早期発見と適切な支援を行うため、児童相談所、保健・医療機関、学校、民間団体等が連携・協力を図ります。

##### ①被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援

性的な暴力の被害、特に身近な者からの被害については潜在化・深刻化しやすいことから、学校や児童福祉施設など子どもに直接接する業務を行う施設において、子どもが相談しやすい環境を整備し、性的な暴力の兆候を把握して、早期発見に努め、心身に被害を受けた子どものプライバシーに十分配慮して、関係機関と連携した適切な支援を行います。

##### ②児童ポルノ対策の推進

児童ポルノは、児童への性的暴力を伴うばかりでなく、インターネット上に画像が流出することにより、児童を性の対象とする風潮を助長する大きな要因となっています。

児童の権利を守るため、警察関係機関により児童ポルノの製造や販売、インターネット上への掲載といった事犯の取締りを推進し、児童ポルノの根絶に努めます。

##### ③児童買春対策の推進

児童買春は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあることから、未然防止及び再発防止に向け、関係法令に基づく取締りを推進するとともに、児童に対しては適切な支援を行います。

#### (5) 売買春・人身取引対策の推進

売買春及び人身取引は重大な人権侵害であるという認識を広く県民に浸透させるとともに、性の商品化を助長するような社会環境の改善、被害者の社会復帰等の支援を進めます。

また、売買春の斡旋行為等の取締りを推進します。

##### ①売買春対策の推進

経済的、精神的に不安定な状態にある女性の相談対応等を通じて、売春をするおそれのある女性を早期発見し売春を未然に防止するとともに、売買春にかかわった女性の保護等により再び売春を行うことがないよう支援します。

## ②人身取引対策の推進

関係機関が連携し、関係法令に基づく売買春の斡旋行為等の取締りを推進します。

また、外国人の女性や外国人労働者の中には、被害を訴えることができない潜在的被害者が存在することに配慮し、保護制度の広報・周知を図り、必要に応じて被害者の保護を実施します。

## (6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され、潜在化する傾向にあります。職場や学校、地域等における男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め、その防止対策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

### ①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進

職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上講ずべき措置の周知を図り、相談体制の充実を図ります。

### ②教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

教育現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については、文部科学省「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」に基づき、管理職等を対象とした研修の実施や苦情処理体制の整備など防止の取組を推進します。

### ③社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

医療機関や介護施設、地域などにおいても、セクシュアル・ハラスメントが起きていることから、その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。

## 重点目標4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
<b>(1) 暴力の根絶に向けた社会基盤づくり</b>		
①暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり	「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした広報・啓発	男女共同参画室
	子どもに対する暴力の根絶に向けた広報・啓発	子ども福祉課
	有害環境浄化活動の強化による少年非行・犯罪被害防止対策の推進	少年課
	安全確保や犯罪防止を図るための情報提供	生活安全企画課
②子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進	デートDV防止のための予防啓発	男女共同参画室
	子どもや若年層への暴力予防啓発の取組	男女共同参画室
	暴力を許さない人権教育の推進	人権同和教育課
③暴力被害者の総合的支援体制の整備	犯罪被害者に対する相談対応、カウンセリング、経済的支援	被害者支援室
	警察安全相談業務の強化	相談広報課
④メディアにおける性・暴力表現への対応	わいせつな情報・広告物等への厳正な対処	生活環境課
	有害図書、有害情報に対する対策の推進	青少年男女共同参画課
	業界による自主規制等の取組促進	青少年男女共同参画課
<b>(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進</b>		
①総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実	「鹿児島県配偶者暴力防止計画」に基づく総合的な施策の推進	男女共同参画室
	市町村における配偶者等からの暴力対策の取組の支援	男女共同参画室
	「配偶者等からの暴力対策会議」や「地域別ネットワーク会議」等による関係機関・団体との連携強化	男女共同参画室
	各警察署における「配偶者暴力事案相談業務等に係る関係機関連絡会議」による関係機関との連携強化	生活安全企画課
②被害者の早期発見のための環境づくり	地域における配偶者等からの暴力についての啓発や情報提供	男女共同参画室
	民生委員・児童委員、人権擁護委員、育児・介護サービス提供者による早期発見・対応	男女共同参画室 子ども福祉課 社会福祉課
	保健・医療機関、学校（幼稚園を含む。）、保育所等における早期発見・対応	男女共同参画室
	配偶者暴力防止法に基づく通報及び児童虐待防止法に基づく通告制度の広報	男女共同参画室 子ども福祉課
③被害者の安全の確保	被害者の保護及び再発防止	生活安全企画課
	一時保護所等における保護の実施	子ども福祉課
	配偶者暴力相談支援センター及び警察における被害者に対する保護命令制度等安全確保のための各種制度の情報提供と利用支援	男女共同参画室 子ども福祉課 生活安全企画課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
④被害者の心身の健康回復と自立の支援	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応、情報提供及び助言等による自立支援（就業促進、住宅確保、各種支援措置制度の活用、子どもの就学等）	男女共同参画室 子ども福祉課
	女性相談センターにおける心理学的な援助	子ども福祉課
	男女共同参画センターにおける法律的・医学的援助と自助グループの育成・支援	男女共同参画室
	県営住宅への優先入居の実施及び市町村営住宅への優先入居・目的外使用の実施の促進	住宅政策室
	就職時及び住宅等賃貸時の身元保証	子ども福祉課
⑤相談員等の養成による相談体制の充実	配偶者暴力相談支援センターや市町村、民間団体の支援関係者を対象とした研修の実施	男女共同参画室
	男女共同参画センター相談員に対するスーパービジョンの実施	男女共同参画室
	婦人相談員等に対する研修の実施	子ども福祉課
⑥家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援	児童相談所における子どもへの支援	子ども福祉課
	配偶者暴力相談支援センターにおける子どもの対応	男女共同参画室 子ども福祉課
	学校等における子どもに対する対応	義務教育課 高校教育課
⑦交際相手からの暴力への対応	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応	男女共同参画室 子ども福祉課
	教職員等に対する研修の実施	男女共同参画室
	警察による相談対応、被害発生の防止	生活安全企画課
	同世代の相談を受けるピアサポーターの養成及びピアカウンセリングの実施	男女共同参画室
⑧ストーカー行為等への厳正な対処等	警察における被害の発生防止の措置	生活安全企画課
<b>(3) 性犯罪への対策の推進</b>		
①性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり	性犯罪事案への適切な対処	生活安全企画課 捜査第一課
	性犯罪捜査体制の整備、性犯罪捜査指導官・性犯罪捜査指導係の効果的運用と性犯罪捜査官の育成	捜査第一課
	性犯罪の潜在化防止に向けた広報と安心して届出のできる環境づくり	地域課 捜査第一課
	性犯罪防止の広報・啓発	男女共同参画室 生活安全企画課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
②被害者への支援・配慮	「性犯罪被害110番」等による相談対応の実施	捜査第一課
	指定被害者支援要員による被害者の人権・心情に配慮した被害者支援	被害者支援室
	関係機関等における被害者の支援体制の整備の促進	男女共同参画室
	検査・診察・カウンセリング等に要する費用の公費負担	被害者支援室
<b>(4) 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進</b>		
①被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援	関係機関の連携等による虐待の早期発見と早期対応の体制づくり	子ども福祉課
	被害を受けた子どもの相談・支援等	子ども福祉課
	防犯・安全対策の強化	生活安全企画課
②児童ポルノ対策の推進	児童ポルノ事案への適切な対処	少年課
	児童ポルノ事案の被害防止対策の推進	少年課
	メディアによる子どもに対する性・暴力表現の流通・閲覧等に関する対策	青少年男女共同参画課
③児童買春対策の推進	児童買春事案への適切な対処	少年課
	児童買春事案の被害防止対策の推進	少年課
	被害児童生徒に対する適切な対応	義務教育課 高校教育課
	援助交際及び出会い系サイト等の利用防止のための教育、啓発活動の推進	青少年男女共同参画課 義務教育課 高校教育課
<b>(5) 売買春・人身取引対策の推進</b>		
①売買春対策の推進	売買春事案への適切な対処	生活環境課
	売買春からの女性の保護、社会復帰支援	子ども福祉課
②人身取引対策の推進	人身取引事案への適切な対処	生活環境課
	人身取引被害者の発見・保護、支援	子ども福祉課 生活環境課
<b>(6) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進</b>		
①雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	労働条件実態調査による企業のセクシュアル・ハラスメント対策取組状況の把握・公表	雇用労政課
	広報誌「労働かごしま」による法制度の普及・啓発	雇用労政課
	企業を対象とした研修の実施	男女共同参画室
	県職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施と相談体制の整備	行政管理室 人事課
	警察職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	警務課

施策の方向及び概要	具体的施策	所管課・室
②教育の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	教育関係者を対象としたセクシュアル・ハラスメント防止研修の実施、再発防止及び被害者の相談・精神的ケア体制の整備等	教職員課 人権同和教育課 義務教育課 高校教育課
③社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	研究・医療・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための意識啓発等	男女共同参画室